

政策調整会議次第

日時 令和3年11月8日（月）

シティ・プロモーション

庁内推進会議終了後

場所 別館2階 全員協議会室

1 開会

2 議題

- (1) 朝霞市公立小学校の少人数学級への対応について
- (2) 朝霞市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
（利用料金の改定及び時間区分の変更）

〔総合体育館の使用料等の改定(案)〕

【使用料の改定を行う理由】

使用料については、平成22年の「朝霞市公共施設使用料見直しに関する基本方針(平成22年7月)」(以下「基本方針」という。)により、改定に関する方針が示され、その後、令和元年の「使用料・手数料の見直し方針(令和元年5月)」(以下「見直し方針」という。)では、「公共施設の改修または提供するサービスの変更等を行った場合に見直していくこと」を定めており、総合体育館については、利便性向上に向けた大規模改修を実施し、令和2年度に工事が完了したため、「基本方針」に基づき、算定を行い、使用料の改定を行うものです。

【使用料等の改定の概要】

(1) 使用料の改定

1. 専用使用料(メインアリーナ・サブアリーナ)

算定の結果、メインアリーナ及びサブアリーナの専用使用料については、現行使用料の約4.5倍から5倍となることから、「基本方針」に示されている激変緩和措置(現行の1.5倍を上限とする(以下同じ。))を適用することとし、改定率を1.5倍(〔午前、午後①、午後②区分〕メインアリーナ(全面)6,300円、サブアリーナ(全面)3,000円)とします。

夜間区分の専用使用料は、照明施設使用料相当分が含まれていましたが、当該分は照明施設使用料として徴収することとします。これにより、夜間区分は、メインアリーナ(全面)7,400円、サブアリーナ(全面)3,500円とします。

2. 専用使用料(会議室)

照明施設のLED化に伴う電気料等を含めて算定を行った結果、午前1区分(3h)、午後2区分(各3h)を700円、夜間区分(3.5h)を800円とします。これを現行の使用料と比較しますと、午前及び午後は、現行の1.4倍、夜間は、現行の0.8倍となります。

(※夜間区分について、現行では、午前及び午後と比較して高い設定となっていました。改正後は、1時間当たりの単価を午前、午後、夜間のいずれも同額で設定することとし、これにより、夜間区分については、減額となります。)

3. 個人使用料(トレーニング室、ランニング、個人開放、個人利用)

算定の結果、現行の1.5倍以上となることから、激変緩和措置を適用することとし、改定率を1.5倍とします。

(改定後：一般・高校生 150円、中学生以下 70円、市外 300円)

4. 照明施設使用料(メインアリーナ・サブアリーナ)

照明施設使用料については、新たに徴収することとなる夜間区分(3.5時間)に対応するため、単位を現行の1時間当たりから、30分当たりへ改めます。照明施設のLED化に伴う電気料見込額とLED照明施設設置に係る費用の減価償却費により算定し、全面を1/2灯で使用した場合、メインアリーナは、現行の1時間当たりでは、「1,500円」から「500円」に、サブアリーナは現行の「500円」から「200円」に改定します。これにより、メインアリーナは、現行の0.33倍、サブアリーナは、現行の0.4倍となります。

(2) 使用区分の変更

現行では、午前と午後、午後と夜間の間に1時間の予備時間を設けていますが、使用区分の有効活用を図るため、予備時間を廃止し、午後の区分を各3時間の2区分とすることとします。

(現行) 1日3区分、合計10.5時間

〔①午前9時～正午(3h)、②午後1時～午後5時(4h)、③午後6時～午後9時30分(3.5h)〕



(改正後) 1日4区分、合計12.5時間(※1日当たり、2時間の使用時間の増)

〔①午前9時～正午(3h)、②正午～午後3時(3h)、③午後3時～午後6時(3h)、

④午後6時～午後9時30分(3.5h)〕

(3) 施設附属設備使用料の変更

①利用者からの要望が多数あることから、ビデオプロジェクター(一式 1,000円)、アンプ(移動式スピーカー)セット(一式500円)を新規で追加します。(産業文化センターの附属設備料金、各市民センターの備品使用料と同額。)

②県内の自治体の附属設備使用料の状況を確認したところ、机、椅子等を無料としている自治体が多いことから、長机(1脚50円)、椅子(1脚50円)を無料とします。

【改定による利用者負担の比較】

〔メインアリーナ及びサブアリーナの専用使用料〕

〔照明料相当額を除いた場合の専用使用料（一般・高校生が全面使用時）の比較〕

| | 区 分 | 現 行 | 改定後 | 現行との比較 |
|-------------|-----------------------|---------|---------|--|
| メイン アリーナ | 午前、午後①、 午後②(各 3 h) | 4,200 円 | 6,300 円 | 1.5 倍 (+2,100 円増) ※現行の午前枠(3 h)と比較 |
| メイン アリーナ | 夜間区分 (3.5 h) | 5,100 円 | 7,400 円 | 1.45 倍 (+2,300 円増) ※現行分 5,100 円 = 9,600 円 - 4,500 円 (照明料相当額) |
| サブ アリーナ | 午前、午後①、 午後②(各 3 h) | 2,000 円 | 3,000 円 | 1.5 倍 (+1,000 円増) ※現行の午前枠(3 h)と比較 |
| サブ アリーナ | 夜間区分 (3.5 h) | 3,500 円 | 3,500 円 | 1.0 倍 (現行と同額) ※現行分 3,500 円 = 5,000 円 - 1,500 円 (照明料相当額) |

※夜間区分の専用使用料について、現行では、照明料を含んだ金額となっているが、改正後は、専用使用料だけの徴収に変更し、照明料相当額については、照明施設使用料として、別途徴収することとする。(上記の表中、現行の夜間区分については、比較のために照明料相当額を除いた金額を記載。)

〔会議室の専用使用料〕

〔市内居住者が使用した場合〕

| | 区 分 | 現 行 | 改定後 | 現行との比較 |
|-----|---------------------|------------------|-----------------|----------------|
| 会議室 | 午前、午後①、 午後② (3h) | 500 円 (午前 3h) | 700 円 (各 3h) | 1.4 倍(+200 円) |
| 会議室 | 夜間(3.5h) | 1,000 円 | 800 円 | 0.8 倍 (△200 円) |

※夜間区分については、現行では、午前及び午後より高い設定となっているが、改定後は、1時間当たりの額を午前、午後、夜間の区分について同額で設定するため、減額となる。

〔個人使用料〕

〔個人使用料（トレーニング室、ランニング、個人開放、個人利用）〕

| | 現 行 | 改定後 | 改定率 | 増額金額 |
|--------|-------|-------|-------|----------|
| 一般・高校生 | 100 円 | 150 円 | 1.5 倍 | 50 円の増額 |
| 中学生以下 | 50 円 | 70 円 | 1.4 倍 | 20 円の増額 |
| 市外居住者 | 200 円 | 300 円 | 1.5 倍 | 100 円の増額 |

※中学生以下は、10円未満切り捨てにより70円とする。

〔照明施設使用料〕

※単位時間を現行の 1 時間から 30 分に変更する。

(理由：新たに徴収することとなる夜間区分 (3.5 時間) に対応するため。)

〔市内居住者が全面を使用した場合〕

※照明施設使用料の単位時間＝1 時間当たり (現行) で比較

| | 区 分 | 現 行 | 改定後 | 改定率 | 改定後の 減額分 |
|---------|-------|---------|---------|--------|-------------|
| メインアリーナ | 全灯 | 3,000 円 | 1,000 円 | 0.33 倍 | △2,000 円 |
| メインアリーナ | 1/2 灯 | 1,500 円 | 500 円 | 0.33 倍 | △1,000 円 |
| サブアリーナ | 全灯 | 1,000 円 | 400 円 | 0.4 倍 | △600 円 |
| サブアリーナ | 1/2 灯 | 500 円 | 200 円 | 0.4 倍 | △300 円 |



※照明施設使用料の単位時間＝30 分当たり (改定後) で比較

| | 区 分 | 現 行 (30 分換算) | 改定後 | 改定率 | 改定後の 減額分 |
|---------|-------|-----------------|-------|--------|-------------|
| メインアリーナ | 全灯 | 1,500 円 | 500 円 | 0.33 倍 | △1,000 円 |
| メインアリーナ | 1/2 灯 | 750 円 | 250 円 | 0.33 倍 | △500 円 |
| サブアリーナ | 全灯 | 500 円 | 200 円 | 0.4 倍 | △300 円 |
| サブアリーナ | 1/2 灯 | 250 円 | 100 円 | 0.4 倍 | △150 円 |

〔メインアリーナ及びサブアリーナの使用料〕

〔市内居住者で一般・高校生が照明施設を1 / 2灯により全面使用した場合〕

専用使用料と照明施設使用料の合計額による比較

| | 区 分 | 現 行 | 改定後 | 現行との比較 |
|-------------|-----------------------|---------|---------|---|
| メイン アリーナ | 午前、午後①、 午後②(各 3 h) | 8,700 円 | 7,800 円 | 0.90 倍 (△900 円) ※現行の午前枠(3 h)と比較 (7,800 円 = 専用使用料 6,300 円+照明施設使用料 1,500 円) |
| メイン アリーナ | 夜間(3.5 h) | 9,600 円 | 9,150 円 | 0.95 倍 (△450 円) (9,150 円 = 専用使用料 7,400 円+照明施設使用料 1,750 円) ※1,750 円 = 500 円 × 3.5 h |
| サブ アリーナ | 午前、午後①、 午後②(各 3 h) | 3,500 円 | 3,600 円 | 1.03 倍 (+100 円) ※現行の午前枠(3 h)と比較 (3,600 円 = 専用使用料 3,000 円+照明施設使用料 600 円) |
| サブ アリーナ | 夜間(3.5 h) | 5,000 円 | 4,200 円 | 0.84 倍 (△800 円) (4,200 円 = 専用使用料 3,500 円+照明施設使用料 700 円) ※700 円 = 200 円 × 3.5 h |

議案第67号

朝霞市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

朝霞市体育施設設置及び管理条例（昭和57年朝霞市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表から第3号の表までを次のように改める。

(1) 朝霞市立総合体育館専用使用料

| 種別 | | | | 使用区分 | | | |
|--|--------------|------------------|------------|-------------------|----------------------|------------------------|----------------------------|
| | | | | 午前 午前9時～ 正午 | 午後(1) 正午～午 後3時 | 午後(2) 午後3時～ 午後6時 | 夜間 午後6時～ 午後9時30 分 |
| アマチ ュアの 体育、 スポー ツ及び レクリ エーシ ョンに 使用す る場合 | メインアリー ーナ | 一般・高校生 | 1/8面 | 790円 | 790円 | 790円 | 930円 |
| | | | 1/4面 | 1,570円 | 1,570円 | 1,570円 | 1,850円 |
| | | | 1/3面 | 2,100円 | 2,100円 | 2,100円 | 2,470円 |
| | | | 1/2面 | 3,150円 | 3,150円 | 3,150円 | 3,700円 |
| | | | 全面 | 6,300円 | 6,300円 | 6,300円 | 7,400円 |
| | | 中学生以下 | 1/8面 | 400円 | 400円 | 400円 | 470円 |
| | | | 1/4面 | 790円 | 790円 | 790円 | 930円 |
| | | | 1/3面 | 1,050円 | 1,050円 | 1,050円 | 1,240円 |
| | | | 1/2面 | 1,570円 | 1,570円 | 1,570円 | 1,850円 |
| | | | 全面 | 3,150円 | 3,150円 | 3,150円 | 3,700円 |
| | 市外居住者 | 1/8面 | 1,580円 | 1,580円 | 1,580円 | 1,860円 | |
| | | 1/4面 | 3,140円 | 3,140円 | 3,140円 | 3,700円 | |
| | | 1/3面 | 4,200円 | 4,200円 | 4,200円 | 4,940円 | |
| | | 1/2面 | 6,300円 | 6,300円 | 6,300円 | 7,400円 | |
| | | 全面 | 12,600円 | 12,600円 | 12,600円 | 14,800円 | |
| | サブアリー ーナ | 一般・高校生 | 全面 | 3,000円 | 3,000円 | 3,000円 | 3,500円 |
| 中学生以下 | | 全面 | 1,500円 | 1,500円 | 1,500円 | 1,800円 | |
| 市外居住者 | | 全面 | 6,000円 | 6,000円 | 6,000円 | 7,000円 | |
| その他 の場合 | メインアリー ーナ | 一般・高 校生以 下 | 平日 | 全面 | 19,500円 | 19,500円 | 22,800円 |
| | | | 土・日 ・休日 | 全面 | 33,000円 | 33,000円 | 38,500円 |
| | | 市外居 住者 | 平日 | 全面 | 39,000円 | 39,000円 | 45,600円 |
| | | | 土・日 ・休日 | 全面 | 66,000円 | 66,000円 | 77,000円 |
| | サブアリー ーナ | 一般・高 校生以 下 | 平日 | 全面 | 7,500円 | 7,500円 | 8,800円 |
| | | | 土・日 ・休日 | 全面 | 15,000円 | 15,000円 | 17,500円 |
| | | 市外居 住者 | 平日 | 全面 | 15,000円 | 15,000円 | 17,600円 |
| | | | 土・日 ・休日 | 全面 | 30,000円 | 30,000円 | 35,000円 |
| 会議室 | 一般・高校生以下 | | | 700円 | 700円 | 700円 | 800円 |
| | 市外居住者 | | | 1,400円 | 1,400円 | 1,400円 | 1,600円 |

(2) 朝霞市立総合体育館個人使用料

| 区分 | 使用料（2時間当たり） |
|--------|-------------|
| 一般・高校生 | 150円 |
| 中学生以下 | 70円 |
| 市外居住者 | 300円 |

(3) 朝霞市立総合体育館照明施設使用料

| 区分 | | 全灯使用料 | 1/2灯使用料 | 備考 | |
|-------------|----------|--------|---------|------|--------|
| メイン アリーナ | 一般・高校生以下 | 1/8面点灯 | 60円 | 30円 | 30分当たり |
| | | 1/4面点灯 | 130円 | 60円 | |
| | | 1/3面点灯 | 170円 | 80円 | |
| | | 1/2面点灯 | 250円 | 130円 | |
| | | 全面点灯 | 500円 | 250円 | |
| | 市外居住者 | 1/8面点灯 | 120円 | 60円 | |
| | | 1/4面点灯 | 260円 | 120円 | |
| | | 1/3面点灯 | 340円 | 160円 | |
| | | 1/2面点灯 | 500円 | 260円 | |
| | | 全面点灯 | 1,000円 | 500円 | |
| サブアリーナ | 一般・高校生以下 | 全面点灯 | 200円 | 100円 | |
| | 市外居住者 | 全面点灯 | 400円 | 200円 | |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の朝霞市体育施設設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和3年11月29日提出

朝霞市長 富岡 勝則

朝霞市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）

| 改正後 | | | | | 改正前 | | | | | | | | | |
|---|---------|--------|---------|-----------|---|--------------|--------|-------------------------------|---------|---------|-----------|--------------|--------|--------|
| 別表（第8条関係） 1 基本使用料 （1）朝霞市立総合体育館専用使用料 | | | | | 別表（第8条関係） 1 基本使用料 （1）朝霞市立総合体育館専用使用料 | | | | | | | | | |
| 種別 | | 使用区分 | 午前 | 午後 (1) | 午後 (2) | 夜間 | 種別 | | 使用区分 | 午前 | 午後 | 夜間 | | |
| | | | 午前9時～正午 | 正午～午後3時 | 午後3時～午後6時 | 午後6時～午後9時30分 | | | | 午前9時～正午 | 午後1時～午後5時 | 午後6時～午後9時30分 | | |
| アマチュアの体育、スポーツ及びレクリエーションに使用する場 | メインアリーナ | 一般・高校生 | 1/8面 | 790円 | 790円 | 790円 | 930円 | アマチュアの体育、スポーツ及びレクリエーションに使用する場 | メインアリーナ | 一般・高校生 | 1/8面 | 530円 | 750円 | 1,200円 |
| | | | 1/4面 | 1,570円 | 1,570円 | 1,570円 | 1,850円 | | | | 1/4面 | 1,050円 | 1,500円 | 2,400円 |
| | | | 1/3面 | 2,100円 | 2,100円 | 2,100円 | 2,470円 | | | | 1/3面 | 1,400円 | 2,000円 | 3,200円 |
| | | | 1/2面 | 3,150円 | 3,150円 | 3,150円 | 3,700円 | | | | 1/2面 | 2,100円 | 3,000円 | 4,800円 |
| | | | 全面 | 6,300円 | 6,300円 | 6,300円 | 7,400円 | | | | 全面 | 4,200円 | 6,000円 | 9,600円 |
| | | 中学生以下 | 1/8面 | 400円 | 400円 | 400円 | 470円 | | | 中学生以下 | 1/8面 | 270円 | 380円 | 600円 |
| | | | 1/4面 | 790円 | 790円 | 790円 | 930円 | | | | 1/4面 | 530円 | 750円 | 1,200円 |
| | | | 1/3面 | 1,050円 | 1,050円 | 1,050円 | 1,240円 | | | | 1/3面 | 700円 | 1,000円 | 1,600円 |
| | | | 1/2面 | 1,570円 | 1,570円 | 1,570円 | 1,850円 | | | | 1/2面 | 1,050円 | 1,500円 | 2,400円 |
| | | | 全面 | 3,150円 | 3,150円 | 3,150円 | 3,700円 | | | | 全面 | 2,100円 | 3,000円 | 4,800円 |
| | 市外居住者 | 1/8面 | 1,580円 | 1,580円 | 1,580円 | 1,860円 | 市外居住者 | 1/8面 | 1,060円 | 1,500円 | 2,400円 | | | |
| | | 1/4面 | 3,140円 | 3,140円 | 3,140円 | 3,700円 | | 1/4面 | 2,100円 | 3,000円 | 4,800円 | | | |
| | | 1/3面 | 4,200円 | 4,200円 | 4,200円 | 4,940円 | | 1/3面 | 2,800円 | 4,000円 | 6,400円 | | | |
| | | 1/2面 | 6,300円 | 6,300円 | 6,300円 | 7,400円 | | 1/2面 | 4,200円 | 6,000円 | 9,600円 | | | |
| | | 全面 | 12,600円 | 12,600円 | 12,600円 | 14,800円 | | 全面 | 8,400円 | 12,000円 | 19,200円 | | | |

議案第67号新旧対照表

| | | | | | | | | |
|--------|----------|----------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 合 | サブアリーナ | 一般・高校生 | 全面 | 3,000円 | 3,000円 | 3,000円 | 3,500円 | |
| | | 中学生以下 | 全面 | 1,500円 | 1,500円 | 1,500円 | 1,800円 | |
| | | 市外居住者 | 全面 | 6,000円 | 6,000円 | 6,000円 | 7,000円 | |
| その他の場合 | メインアリーナ | 一般・高校生以下 | 平日 | 全面 | 19,500円 | 19,500円 | 19,500円 | 22,800円 |
| | | | 土・日・休日 | 全面 | 33,000円 | 33,000円 | 33,000円 | 38,500円 |
| | | 市外居住者 | 平日 | 全面 | 39,000円 | 39,000円 | 39,000円 | 45,600円 |
| | | | 土・日・休日 | 全面 | 66,000円 | 66,000円 | 66,000円 | 77,000円 |
| | サブアリーナ | 一般・高校生以下 | 平日 | 全面 | 7,500円 | 7,500円 | 7,500円 | 8,800円 |
| | | | 土・日・休日 | 全面 | 15,000円 | 15,000円 | 15,000円 | 17,500円 |
| | | 市外居住者 | 平日 | 全面 | 15,000円 | 15,000円 | 15,000円 | 17,600円 |
| | | | 土・日・休日 | 全面 | 30,000円 | 30,000円 | 30,000円 | 35,000円 |
| 会議室 | 一般・高校生以下 | | | 700円 | 700円 | 700円 | 800円 | |
| | 市外居住者 | | | 1,400円 | 1,400円 | 1,400円 | 1,600円 | |

(2) 朝霞市立総合体育館個人使用料

| 区分 | 使用料(2時間当たり) |
|--------|-------------|
| 一般・高校生 | 150円 |
| 中学生以下 | 70円 |
| 市外居住者 | 300円 |

(3) 朝霞市立総合体育館照明施設使用料

| | | | | | | | |
|--------|----------|----------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 合 | サブアリーナ | 一般・高校生 | 全面 | 2,000円 | 3,000円 | 5,000円 | |
| | | 中学生以下 | 全面 | 1,000円 | 1,500円 | 2,500円 | |
| | | 市外居住者 | 全面 | 4,000円 | 6,000円 | 10,000円 | |
| その他の場合 | メインアリーナ | 一般・高校生以下 | 平日 | 全面 | 13,000円 | 18,000円 | 21,000円 |
| | | | 土・日・休日 | 全面 | 22,000円 | 30,000円 | 32,000円 |
| | | 市外居住者 | 平日 | 全面 | 26,000円 | 36,000円 | 42,000円 |
| | | | 土・日・休日 | 全面 | 44,000円 | 60,000円 | 64,000円 |
| | サブアリーナ | 一般・高校生以下 | 平日 | 全面 | 5,000円 | 7,000円 | 9,000円 |
| | | | 土・日・休日 | 全面 | 10,000円 | 14,000円 | 16,000円 |
| | | 市外居住者 | 平日 | 全面 | 10,000円 | 14,000円 | 18,000円 |
| | | | 土・日・休日 | 全面 | 20,000円 | 28,000円 | 32,000円 |
| 会議室 | 一般・高校生以下 | | | 500円 | 700円 | 1,000円 | |
| | 市外居住者 | | | 1,000円 | 1,400円 | 2,000円 | |

(2) 朝霞市立総合体育館個人使用料

| 区分 | 使用料(2時間当たり) |
|--------|-------------|
| 一般・高校生 | 100円 |
| 中学生以下 | 50円 |
| 市外居住者 | 200円 |

(3) 朝霞市立総合体育館照明施設使用料

議案第67号新旧対照表

| 区分 | | | 全灯使用料 | 1／2灯使用料 | 備考 | 区分 | | | 全灯使用料 | 1／2灯使用料 | 備考 |
|---------|----------|--------|--------|---------|--------|----------|----------|--------|--------|---------|--------|
| メインアリーナ | 一般・高校生以下 | 1/8面点灯 | 60円 | 30円 | 30分当たり | メインアリーナ | 一般・高校生以下 | 1/8面点灯 | 380円 | 190円 | 1時間当たり |
| | | 1/4面点灯 | 130円 | 60円 | | | | 1/4面点灯 | 750円 | 380円 | |
| | | 1/3面点灯 | 170円 | 80円 | | | | 1/3面点灯 | 1,000円 | 500円 | |
| | | 1/2面点灯 | 250円 | 130円 | | | | 1/2面点灯 | 1,500円 | 750円 | |
| | | 全面点灯 | 500円 | 250円 | | | | 全面点灯 | 3,000円 | 1,500円 | |
| | 市外居住者 | 1/8面点灯 | 120円 | 60円 | | | 市外居住者 | 1/8面点灯 | 760円 | 380円 | |
| | | 1/4面点灯 | 260円 | 120円 | | | | 1/4面点灯 | 1,500円 | 760円 | |
| | | 1/3面点灯 | 340円 | 160円 | | | | 1/3面点灯 | 2,000円 | 1,000円 | |
| | | 1/2面点灯 | 500円 | 260円 | | | | 1/2面点灯 | 3,000円 | 1,500円 | |
| | | 全面点灯 | 1,000円 | 500円 | | | | 全面点灯 | 6,000円 | 3,000円 | |
| サブアリーナ | 一般・高校生以下 | 全面点灯 | 200円 | 100円 | サブアリーナ | 一般・高校生以下 | 全面点灯 | 1,000円 | 500円 | | |
| | 市外居住者 | 全面点灯 | 400円 | 200円 | | 市外居住者 | 全面点灯 | 2,000円 | 1,000円 | | |

議案第67号 朝霞市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

【参考資料】

朝霞市体育施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則（案）

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|------------------------------------|-----------|---------------|------------------------------------|-----------|------------|
| 別表第2（第7条関係） （1）朝霞市立総合体育館附属設備使用料 | | | 別表第2（第7条関係） （1）朝霞市立総合体育館附属設備使用料 | | |
| 種別 | 単位 | 使用料（1回につき） | 種別 | 単位 | 使用料（1回につき） |
| フローシート | 1巻 | 100円 | <u>長机</u> | <u>1脚</u> | <u>50円</u> |
| 電光得点版 | 1基 | 500円 | <u>椅子</u> | <u>1脚</u> | <u>50円</u> |
| ポータブルステージ | 一式 | 200円 | フローシート | 1巻 | 100円 |
| 放送設備 | 一式 | 1,000円 | 電光得点版 | 1基 | 500円 |
| <u>ビデオプロジェクター</u> | <u>一式</u> | <u>1,000円</u> | ポータブルステージ | 一式 | 200円 |
| <u>アンプ（移動式スピー</u> <u>カー）セット</u> | <u>一式</u> | <u>500円</u> | 放送設備 | 一式 | 1,000円 |
| (2)～(3)略 | | | (2)～(3)略 | | |

朝霞市公立小学校の少人数学級への 対応について

【第2版】

令和3年11月 日現在
朝霞市教育委員会

目次

| | | |
|--------------|-------|----|
| はじめに | | 1 |
| 1 増築の規模 | | 2 |
| 2 校舎増築場所等の検討 | | |
| (1) 朝霞第六小学校 | | 3 |
| ①敷地の状況 | | |
| ②増築場所の検討 | | |
| ③整備規模の検討 | | |
| ④増築案 | | |
| (2) 朝霞第九小学校 | | 10 |
| ①敷地の状況 | | |
| ②増築場所の検討 | | |
| ③整備規模の検討 | | |
| ④増築案 | | |
| 3 今後のスケジュール | | 17 |

はじめに

本篇は、令和3年8月10日付けの朝霞市公立小学校の少人数学級の対応について(第1版:以下「第1版」という)の「7 今後の施設整備」において、朝霞第六小学校及び朝霞第九小学校は校舎を増築することとなったため、整備の規模や増築できる場所の選定等の検討を行ったものです。

少人数学級制度や市内小学校の普通教室数の現状と将来推計等については、第1版を御参照ください。

I 増築の規模

第1版で示したとおり、朝霞第六小学校及び朝霞第九小学校は、令和6年度までは転用で対応しますが、令和7年度から教室数の不足が見込まれるため、増築が必要となります。

増築する規模としては、転用により一時的にその機能を失った教室を復旧させる分を含めて、下表のとおりとします。

なお、既存校舎との接続のため廊下に改修する特別教室等については、基本設計等で増築する校舎での対応を検討いたします。

| | 朝霞第六小学校 | 朝霞第九小学校 |
|--------------------------|---------|---------|
| 増築する規模(整備する教室数) | 10教室 | 8教室 |
| 少人数学級の編成において増築で対応する教室数 | 3教室 | 4教室 |
| 特別支援学級 | 2教室 | 2教室 |
| 教育活動や学校運営に必要な教室(多目的ホール等) | 5教室 | 2教室 |

【表1 朝霞第六小学校及び第九小学校の増築の規模】

2 校舎増築場所等の検討

(1) 朝霞第六小学校

①敷地の状況

| | |
|---------|--|
| 所在地 | 朝霞市本町1-25-1 |
| 敷地面積 | 13,630㎡(うち屋外運動場 6,589 ㎡) |
| 用途地域 | 第一種中高層住宅専用地域 第一種住居地域 |
| 建蔽率・容積率 | 60・200 |
| 敷地周囲の状況 | 北側 } 市道268号線(幅員4.0m、一部5.0m) 東側 } 西側 市道264号線(幅員7.0m、一部8.0~9.0m) 南側 市民会館、一般住宅 |

【表2 朝霞第六小学校敷地の状況】



【図1 朝霞第六小学校敷地の状況】

②増築場所の検討

朝霞第六小学校校舎の増築場所について、増築できる可能性がある a 案から e 案までの 5つの案について、土地の状況等を検証して検討を行いました。



【図2 朝霞第六小学校 増築場所案の配置図】

a 案(グラウンド)のグラウンドは、面積が約 6,500 m²と狭い状況です。また、学校からは児童の屋外活動に支障が出るため、グラウンドへの建設は厳しいとの見解をいただいているため、増築は難しい状況です。

b 案(校舎裏)の校舎裏は、受水槽、受変電設備、空調室外機、非常用発電設備、倉庫、自転車置場、非常用の屋外階段、給食配膳室が配置されているため、これらの移設が困難となるため、増築は難しい状況です。

e 案(敷地拡張)の敷地拡張は、敷地の北側、西側及び東側は市道となっているため、敷地拡張はできません。南側は、ゆめぱれす(市民会館)の日影が建築基準法不適合(既存不適格)となっているため、敷地拡張はできません。

残るc案(正門通路)とd案(体育館・プールの解体跡地)については、建設が可能と判断し、比較検討を行いました。

③整備規模の検討

ア. c案

朝霞第六小学校の増築場所をc案（正門通路に建設）とした場合の整備規模は次のとおりとなります。



【図3 朝霞第六小学校(c案)増築場所の配置予定図】

| | |
|------|---|
| 整備規模 | 校舎(4階建て、延べ2,120㎡) <整備内容> 教室12教室※1、昇降口、トイレ、多目的トイレ、階段室 乗用EV(車椅子対応)、体育倉庫 既存校舎と2~4階で接続 1階は一部ピロティ(車路・駐車場) |
| 付帯工事 | ・樹木伐採、体育倉庫解体、鉄棒移設 ・既存EV改修(既存不適格事項の改修) ・バリアフリー条例による施設整備 (車椅子用駐車場の整備、増築校舎内の居室等までの経路の円滑化等) |
| 工期 | 建設 16か月 |
| 建設費 | 13億1,000万円(鉄骨造とした場合) |

※1 既存校舎との接続のため、準備室等を廊下に改修する想定のため、整備する教室数が増となる見込みです。

【表3 朝霞第六小学校(c案)の整備規模】

【状況と課題】

- ・正門から緊急車両（梯子車等）の進入ができなくなるため、ゆめぱれす（市民会館）の第1駐車場から校地へ出入りができるように駐車場（4台分の見込み）に門扉を設置する必要があります。なお、ゆめぱれす（市民会館）とグラウンドに段差があるため、緊急車両が進入できるような改修が必要となります。
- ・建設期間中、正門が使用できなくなるため、東の通用門から通学するように通学路を変更する必要があります。なお、東の通用門は狭いため、改修の必要があります。
※正門を利用する児童は7割、残り3割が東の通用門を使用しています。

【自校給食室設置】

- ・調理場面積を確保するとグラウンドの面積が少なくなります。
★参考（調理場面積）：八小 589 m²、五小 565 m²
- ・正門付近に自校給食室を設置した場合は、児童の登下校時の動線と搬出入車両の動線が重なります。校庭側の場合は、ゆめぱれす（市民会館）の第1駐車場を搬出入車両の運搬経路として使用する必要が生じます。
- ・自校給食室を設置した場合の建設費は20億3,000万円となります。



【図4 朝霞第六小学校（c案：自校給食室設置）増築場所の配置予定図】

イ. d案

朝霞第六小学校の増築場所をd案（体育館・プールの解体跡地に校舎・体育館を建設）とした場合の整備規模は次のとおりとなります。



【図5 朝霞第六小学校(d案)増築場所の配置予定図】

| | |
|------|---|
| 整備規模 | 校舎(2階建て、延べ980㎡) 体育館(2階建て、延べ1,050㎡) <整備内容>教室10教室、昇降口、トイレ、多目的トイレ、階段室 |
| 付帯工事 | ・体育館、プール施設解体 ・既存校舎にEV増設(車いす対応、給食配膳用) ・既存EVの廃止 ・バリアフリー条例による施設整備 (車椅子用駐車場の整備、増築校舎内の居室等までの経路の円滑化等) |
| 工期 | 解体(体育館・プール施設) 6か月 建設 16か月 |
| 建設費 | 13億5,000万円(鉄骨造とした場合) |

【表4 朝霞第六小学校(d案)の整備規模】

【状況と課題】

- ・日影規制のため、最大3階までの建物しか建てることができません。近隣への影響やこれまでの体育館の高さを考えると2階までが望ましいです。
- ・増築棟が2階又は3階までとなるため、エレベーターは既存校舎に設置する必要があります。
- ・日影規制のため、プールと体育館を重層の建物として建築することはできません。
- ・プールがなくなってしまうため、プールの授業の代替策が必要となります。委託した場合の費用は年間約900万円となります。
- ・体育館が使用できない2か年について、体育の授業を総合体育館で行うためにバスでの送迎が必要となります。費用は2か年で約2,650万円となります。なお、低学年はゆめぱれす（市民会館）の活用も考えられます。
- ・朝霞第六小学校の体育館は、令和2年度に緊急防災減災事業債を活用し、エアコンを設置（約6,300万円）したばかりです。体育館を解体することで、新設する体育館に既設のエアコンを再利用したとしても、借り入れた地方債については、繰り上げ償還する必要が生じます。

【自校給食室設置】

- ・日影規制があり、かつ狭小敷地なため調理場面積の確保が難しい状況です。
- ・搬入出車両の待機及び転回するスペースの確保が必要となります。
- ・敷地北側の市道268号線は、幅員4mで搬入出車両の出入りが困難です。
以上のことから、自校給食室を設置することは難しい状況です。

④増築案

増築案の建設費等を比較すると下記のとおりとなります。

| | | |
|----------------------|------------------|------------|
| c案(正門通路) | 建設費 | 13億1,000万円 |
| c案(正門通路) 自校給食室設置 | 建設費 | 20億3,000万円 |
| d案(体育館・プールの 解体跡地) | 建設費 | 13億5,000万円 |
| | 総合体育館へのバス送迎(2年間) | 約2,650万円 |
| | プールの委託(2年間) | 約1,800万円 |
| | 緊急防災減災事業債繰り上げ償還 | 約6,300万円 |
| | 合計 | 14億5,750万円 |

【表5 朝霞第六小学校増築案の建設費等の比較】

朝霞第六小学校の増築は、国の定める少人数学級制度へ対応するため、令和7年度の開始までに整備する必要があり、朝霞第九小学校の増築も同時期に行わなければなりません。したがって、本市の財政に大きな影響を及ぼすことから、できる限り建設費は抑えていく必要があります。また、朝霞第六小学校は、グラウンド面積が約 6,500 m²となっているため、グラウンド面積をできるだけ確保した上で増築する必要があります。

c案(正門通路)で自校給食室を設置した場合は、グラウンドの面積が大きく損なわれる状況となり、通常の教育活動に支障が出ることが考えられます。また、3つの案では一番高い費用となります。

d案(体育館・プールの解体跡地)については、体育館の建築年数から改築することは問題なく、かつ体育館の新築に併せて体育館内にトイレを整備できるなど、教育活動の向上や避難所としての機能向上という点からも良い面があります。一方、体育館を解体するため、体育館を使う授業を他施設で実施することに伴う送迎等の費用がかかります。また、プールについては、近隣市において老朽化対策や教職員の負担軽減などのため委託化を進めており、本市としても検討する必要があるものと考えていますが、委託にかかる費用が必要となります。さらに令和2年度の体育館エアコン設置工事で活用した緊急防災減災事業債は、体育館を解体することで繰り上げ償還する必要が生じるなど、多くの課題があります。

以上のことから、**朝霞第六小学校の増築は、建設コストが抑えられ、グラウンドへの影響や課題が少ない、c案(正門通路)が最善である**と考えます。

c案で課題となるゆめばれす(市民会館)の第1駐車場に緊急車両用の門扉については基本設計において埼玉県南西部消防本部や担当課等と東の通用門の拡張及び通学路の変更については学校と調整してまいります。

なお、自校給食室の設置については、児童数の推移を見ながら、校舎改築時に検討を行います。

(2) 朝霞第九小学校

①敷地の状況

| | | | | | | | |
|---------|---|-----|------------------------|-----|-----|--------------|-----|
| 所在地 | 朝霞市大字台295 | | | | | | |
| 敷地面積 | 17,776㎡(うち屋外運動場10,732㎡) | | | | | | |
| 用途地域 | 無指定(市街化調整区域) | | | | | | |
| 建蔽率・容積率 | 60・200 | | | | | | |
| 敷地周囲の状況 | <table border="0"> <tr> <td>北東側</td> <td rowspan="2">} 市道831号線(幅員5.0m~7.0m)</td> </tr> <tr> <td>北西側</td> </tr> <tr> <td>南東側</td> <td rowspan="2">} 畑、作業場、駐車場等</td> </tr> <tr> <td>南西側</td> </tr> </table> | 北東側 | } 市道831号線(幅員5.0m~7.0m) | 北西側 | 南東側 | } 畑、作業場、駐車場等 | 南西側 |
| 北東側 | } 市道831号線(幅員5.0m~7.0m) | | | | | | |
| 北西側 | | | | | | | |
| 南東側 | } 畑、作業場、駐車場等 | | | | | | |
| 南西側 | | | | | | | |

【表6 朝霞第九小学校敷地の状況】



【図6 朝霞第九小学校敷地の状況】

②増築場所の検討

朝霞第九小学校の増築場所について、増築できる可能性がある a 案から e 案までの5つの案について、土地の状況等を検証して検討を行いました。



【図7 朝霞第九小学校 増築場所案の配置図】

b 案 (校舎裏) の校舎裏は、受水槽、受変電設備、空調室外機、非常用発電設備、倉庫、自転車置場、非常用の屋外階段、給食配膳室が配置されていて、これらの移設が困難となるため、増築は難しい状況です。また、市道831号線は、トラック等の大型車の交通量が多く、教育環境上好ましくない環境です。

d 案 (体育館・プールの解体跡地) の既存施設の解体跡地は、長寿命化基本方針の位置付けでは、体育館・プールとも改築の時期となっていません。

e 案 (敷地の拡張) の敷地の拡張は、グラウンド面積が10,732㎡と広いため、敷地を拡張する必要はありません。

残る a 案 (グラウンド) と c 案 (正門通路) については、建設が可能と判断し、比較検討を行いました。

③整備規模の検討

ア. a案

朝霞第九小学校の増築場所をa案(グラウンド)とした場合の整備規模は次のとおりとなります。



【図8 朝霞第九小学校(a案)増築場所の配置予定図】

| | |
|------|---|
| 整備規模 | 校舎(4階建て、延べ1,420㎡) <整備内容> 教室10教室※2、トイレ、多目的トイレ 乗用EV(車椅子対応) 既存校舎と1~4階で接続 |
| 付帯工事 | ・既存EV改修(既存不適格事項の改修) ・バリアフリー条例による施設整備 (車椅子用駐車場の整備、増築校舎内の居室等までの経路の円滑化等) |
| 工期 | 14か月 |
| 建設費 | 10億4,000万円(鉄骨造とした場合) |

※2 既存校舎との接続のため、コンピュータ室等を廊下に改修する想定のため、整備する教室数が増となる見込みです。

【表7 朝霞第九小学校(a案)の整備規模】

【状況と課題】

- ・グラウンドは 10,732㎡で、面積に余裕があります。

【自校給食室設置】

- ・校内で食材等の搬出入経路と児童の動線が重なります。
 - ★現在の配膳室で食材等の搬出入を行い、増築棟の自校給食室へ運搬するため。
 - ・児童の登下校時の動線と搬出入車両の動線が重なります。
 - ・県費栄養士が配属されません。
 - ★自校給食室は 550 食以上で1名配置となります。
- 以上のことから、自校給食室を設置することは難しい状況です。

イ. c案

朝霞第九小学校の増築場所をc案(正門通路)とした場合の整備規模は次のとおりとなります。



【図9 朝霞第九小学校(c案)増築場所の配置予定図】

| | |
|------|---|
| 整備規模 | <p><整備内容></p> <p>教室10教室^{※3}、昇降口、トイレ、多目的トイレ 乗用EV(車椅子対応)、階段室 既存校舎と2~4階で接続 1階はピロティ(駐車場及び車路)</p> |
| 付帯工事 | <ul style="list-style-type: none"> ・樹木伐採 ・既存EV改修(既存不適格事項の改修) ・バリアフリー条例による施設整備 (車椅子用駐車場の整備、増築校舎内の居室等までの経路の円滑化等) |
| 工期 | 15か月 |
| 建設費 | 12億7,000万円(鉄骨造とした場合) |

※3 既存校舎との接続のため、コンピュータ室等を廊下に改修する想定のため、整備する教室数が増となる見込みです。

【表8 朝霞第九小学校(c案)の整備規模】

【現状と課題】

- ・正門から緊急車両（梯子車等）の進入ができなくなるため、南西側の学校農園又は駐車場（いずれも借地）から校地へ出入りができるようにスペースを確保し、門扉を改修する必要があります。
- ・建設期間中、正門が使用できなくなるため、南西側にある学校農園又は駐車場から通学するように通学路を変更する必要があります。なお、南西側の通用門は狭いため、改修の必要があります。

【自校給食室設置】

- ・自校給食室を正門付近に設置した場合は、児童の登下校時の動線と搬出入車両の動線が重なる。校庭側の場合、新たに門扉を改修し、搬出入車両の待機及び転回するスペースを確保する必要があります。
- ・畑等に隣接しており、砂ぼこり対策が必要となります。
- ・県費栄養士が配属されません。
- ★自校給食室は550食以上で1名配置となります。
- ・自校給食室を設置した場合の建設費は19億2,000万円となります。



【図10 朝霞第九小学校(c案:自校給食室設置)増築場所の配置予定図】

④増築案

増築案の建設費等を比較すると下記のとおりとなります。

| | | |
|---------------------|-----|------------|
| α案(グラウンド) | 建設費 | 10億4,000万円 |
| c案(正門通路) | 建設費 | 12億7,000万円 |
| c案(正門通路) 自校給食室設置 | 建設費 | 19億2,000万円 |

【表9 朝霞第九小学校増築案の建設費等の比較】

朝霞第九小学校の増築は、国の定める少人数学級制度へ対応するため、令和7年度の開始までに整備する必要があり、朝霞第六小学校の増築も同時期に行わなければなりません。したがって、本市の財政に大きな影響を及ぼすことから、できる限り建設費は抑えていく必要があります。

今回検討した建設費を比較するとα案(グラウンド)が一番安い費用となります。

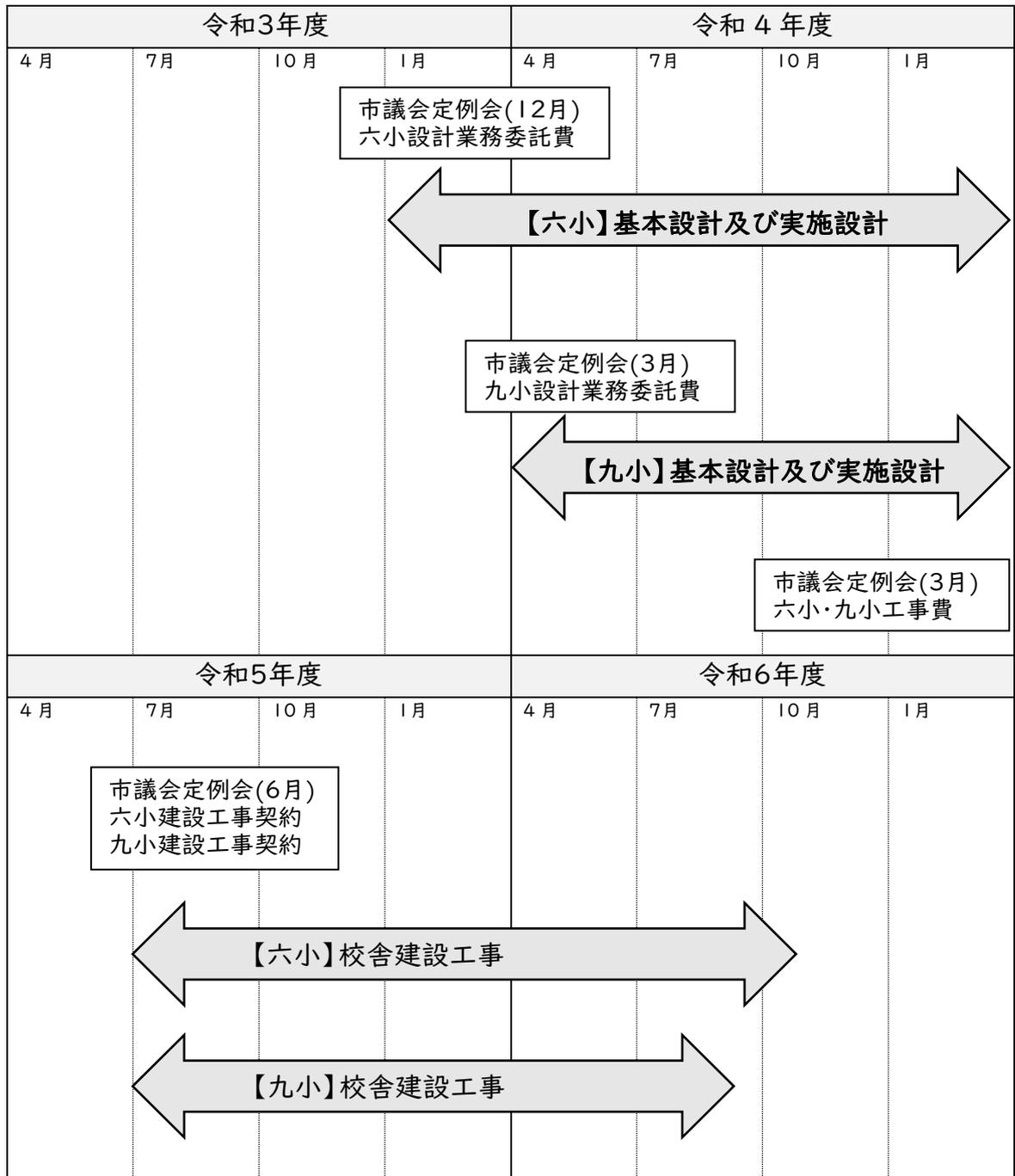
以上のことから、**朝霞第九小学校の増築は、建設コストが抑えられるα案(グラウンド)が最善である**と考えます。

なお、自校給食室の設置については、児童数の推移を見ながら、校舎改築時に検討を行います。

3 今後のスケジュール

今回の増築で朝霞第六小学校については、ゆめばれす(市民会館)の第1駐車場から緊急車両が出入りする門扉の段差解消対策やそれに伴う埼玉県南西部消防本部や担当課等との事前協議があります。

このため、朝霞第六小学校の設計業務等を先行することとし、下記のスケジュールで実施する予定とします。



【表10 今後のスケジュール】